解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

新潟県妙高市朝日町一丁目八番五号

朝日町中央地区市街地再開発組合

代表清算人　荒川　忠静

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

富山県富山市総曲輪二丁目一番三号

社団法人富山県雇用開発協会

代表清算人　佐々木　誠

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十条第一項の規定による存立期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

岐阜県飛騨市古川町上野字車五七一番地の一

財団法人南吉城農業後継者育成基金

代表清算人　大池　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十八日の通常総会の決議により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積一七五番地の四

社団法人谷汲観光協会

代表清算人　堀口　賢一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月六日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月七日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

静岡県静岡市葵区呉服町二丁目一番五号

社団法人静岡県サッカーを愛する会

代表清算人　松井　純

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

兵庫県神崎郡福崎町西田原一〇三八番地の一二

財団法人柳田國男・松岡家顕彰会

清算人　嶋田　正義

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

兵庫県姫路市安富町栃原一二〇番地

財団法人栃原愛護会

代表清算人　藪下　信悟

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

広島県尾道市新浜一丁目七番三四号

財団法人尾道交通安全協会

清算人　大崎　賢二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月一日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

沖縄県浦添市宮城一丁目二九番一号

医療法人博友会

代表清算人　渡久山博美

配当公告

神奈川県相模原市中央区小山一丁目一番一〇号

破産者　株式会社エフオーアイ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第八七〇〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一、〇五三、五三七、六四八円

一、配当することのできる金額

金一、六八四、二八三、一三〇円

平成二十三年四月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル

破産管財人　弁護士　松田　耕治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市登米町寺池桜小路四六番地、最後の住所茨城県久慈郡大子町大字北田気五五一番地一　被相続人　亡　大泉　信夫

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　遠藤　俊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市旭町七七二番地、最後の住所栃木県足利市江川町二八番地

被相続人　亡　小泉　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

栃木県足利市通二丁目二七三八番地

相続財産管理人　小沼洸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡睦沢町妙楽寺五二番地、最後の住所埼玉県三郷市彦倉一丁目二〇一番地

被相続人　亡　永野　知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三六号蒼建ビル五階　相続財産管理人　石井　久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市日吉町一八二番地、最後の住所埼玉県飯能市大字岩沢三八八番地二

被相続人　亡　湯原　輝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所

相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三宅村坪田四九八二番地、最後の住所千葉県柏市光ケ丘団地五番一五―五〇六号

被相続人　亡　田中　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

千葉県印西市内野一丁目八番地一棟二〇一号

相続財産管理人　平松　俊市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩六丁目九五八番地、最後の住所東京都葛飾区鎌倉一丁目二一番三号

被相続人　亡　齋藤　玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　治子